

こうか商工まつり2024 出展規定 【物販・飲食部門】

1. 出展資格について

- ①本会会員で甲賀市内において事業を営む商工業者及び関係団体
- ②飲食に関する出展は飲食店又は食品販売を業とする商工会員であること
- ③その他こうか商工まつり実行委員会が認めたもの

2. 出展内容について

- ◆自事業所の業務内容を著しく逸脱したものでないこと。
- ◆保健所発行「バザー・模擬店をされる方へ」に書かれている模擬店等の衛生ポイントを守り、保健所や係員の指導を遵守すること。
- ◆保健所への届出は主催者で一括して行います。保健所の指導により品目によっては販売をお断りする場合がありますことをご了承ください。
※万が一、指導を無視されることがあった場合、即時出展停止とさせていただきます。

3. 出展区画および出展場所について

- ◆出展区画は、「区画」単位で原則屋外となります。
 - ①屋外1区画 間口 2.7m × 奥行 3.6m (1区画：テント半張)
 - ②自動車等での出展申込も可能です。ただし、会場の都合によっては希望に沿えず変更をお願いする場合があります。
 - ③出展場所は、「あいこうか市民ホール東側駐車場」となります。

4. 出展料について

- ①飲食1区画[税込] **11,000円** (※キッチンカーについても1車両で同額です。)
※今回は出来るだけ多くの方にご参加いただきたいため、原則1区画(半張)の出店となります。
ただし、全体の申込数が少なかった場合には2区画希望したいという方におかれましては別紙の出展申込書の記載欄に○をお願いいたします(2区画の場合の料金は倍額の22,000円です)
 - ②出展料金に含まれるもの
 - ・机(45cm×180cm)(1区画につき1脚) / ・椅子(1区画につき2脚)
 - ・展示社名板
 - ③追加料金[税込]：机1脚880円、椅子1脚220円、電気1kw毎に3,300円
- ※出展者会議(8月29日)にて、『出展料』及び必要な方は『追加料金』を徴収させていただきます。出展者会議以降の変更は無いようお願いいたします。

5. 出展申込受付と区画配置について

- ◆出展申込書を主催者で確認し、趣旨にそぐわない等と判断した場合はお断りすることがあります。
- ◆区画配置については、基本的には出展者会議にて抽選で決定いたします。ただし出店の内容や会場構成によっては主催者で一部決定させて頂くことがあります。
- ◆出展申込受付後の区画を主催者の承諾なしに譲渡、貸与することはできません。
- ◆申込多数の場合は、主催者で厳正な審査を行い、出展者を決定致します。

6. 出展者会議について

8月29日(木) 15時より、甲賀市商工会館(甲賀市水口町水口5577-2)にて行います。出展者の方は必ずご出席下さい。会議当日に、『出展料』及び必要な方は『追加料金』を徴収させていただきますのでご持参下さい。なお、欠席された場合は、その後の要望・苦情等には一切お応え出来かねますのでご理解下さい。

7. 事前の届出について

- ◆衛生法上に関するもの及び消防法上に関するもの

※上記に関する保健所・消防署へは主催者がまとめて事前に届出しますので、申込書には必ず記載漏れなく記入をお願いします。

8. 出展の変更・取り消しについて

- ◆出展申込受付後の変更・取消しについては、必ず事務局までご連絡下さい。
- ◆出展申込書に虚偽の記載が認められた場合や、出展規定に違反した場合には出展を取り消す場合があります。

9. 出展における禁止事項・注意事項について

- ◆区画をはみ出す行為や指定された場所以外でのPR・販売活動。
- ◆主催者や他の出展者・お客様の迷惑になる行為（音響や異臭などを含む）。
- ◆物販飲食の出展者は、下部は耐水性のシート等で養生していただき、油・熱等で会場の地面を汚さないようにお願いします。
- ◆各出展者で出たゴミは責任をもってお持ち帰り下さい。会場に置いて帰ったり、会場内のゴミ箱やコンテナに入れたりしないで下さい。
- ◆汁物を扱う店舗は残汁用の汁受けを店舗前に設置して下さい。残汁の処理についてはお持ち帰りをお願いします。
- ◆食品衛生法および食品営業類似行為指導基準を遵守し、衛生法の安全について万全を期すこと。
- ◆未成年や運転される方へのアルコールの販売。また出展者の方も飲酒には配慮下さい。
- ◆会場内は行政管轄の施設であるため、敷地内での喫煙は一切禁止とします。
- ◆出展現場責任者・スタッフ全員が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。また、暴力団・反社会的勢力に金品等を提供しないこと。
- ◆主催者及び会場管理者、警察官、消防署員等の指示に従うこと。

10. 補償について

出展者が会場の備品・設備および、人身などに損害を与えた場合、その補償は出展者の責任となります。

11. 出展者物の管理と免責について

主催者は出展区画内での事故、出展物の損害・盗難等に関する責任は負いません。出展者は必要に応じて損害保険にご加入ください。

12. その他

- ◆1出展者につき車1台のみ乗り入れ可能。ただし、会場への車の出入り等の移動は決められた時間内のみとなります。また、車は所定の出展者駐車場に置いて下さい。
- ◆火気（電気機器を含む）を取り扱う出展者は、**必ず『消火器』を準備しご持参下さい。**
- ◆商工まつりの中止、出展の中断・中止など、いかなる理由であっても主催者は出展に要した費用および中止によって生じた損害は補償いたしません。
- ◆展示構成、サービス等について内容を変更する場合があります。
- ◆主催者は出展の円滑な管理を進めるため、本規定以外にも補足的な規定を設ける場合があります。

※本書面は、こうか商工まつり実行委員会により定めた「出展規定」です。